

内子中学校いじめ防止基本方針 (R7.4月改定)

内子町立内子中学校

【はじめに】

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こる」可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であり、特定の生徒や特定の立場の者だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があるという基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「内子中学校いじめ防止基本方針」を策定する。加えて、いじめ防止等の対策は、「いじめは、決して許される行為ではない」という姿勢で臨み、毅然として指導していく。内子中学校では、生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するための啓発機関であることを自覚し、学校、地域住民、家庭その他の関係機関と連携を図りつつ、いじめを許さない、いじめの起きない風土づくりに努め、いじめのない社会の実現を目指す。

【基本的姿勢】

- いじめ調査を行うに当たっては、学校は事実関係を明らかにするとともに、学校自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。
- 調査の対応と並行して、対象生徒への心のケアや必要な支援、関係生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察への援助を求め、連携して対応する。

1 いじめ対応防止等の対策のための組織の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うものである。また組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、常にチーム体制の適正化を図るものである。

(1) いじめ対策委員会の設置

【内子中学校いじめ対策委員会 構成員】
校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、道徳教育推進主任
特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任

いじめ発生



緊急対応会議



〈調査班〉〈対応班〉を編成

※ 定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編制し対応。

(2) いじめ防止指導計画の整備について

いじめ未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を作成し、学校全体でいじめ問題に取り組む。

一学期	(年度始め) いじめ対策委員会【校内】			生徒会活動 特別活動 学校行事
二学期	いじめ対策委員会 学期一回	○学校いじめ防止方針の策定、修正	○教育相談	人権 同和教育 道徳教育の充実
三学期		○生徒指導に関する校内研修	○基本方針の周知	
		○いじめに関する校内研修		
		○人権・同和教育参観日(人権集会)		
		○情報モラル教室	○教育相談	
		○生徒指導に関する校内研修	○教育相談	
		○学校いじめ防止基本方針の検証		
	(年度末)	いじめ対策委員会【校内】		

2 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校に起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、いじめ未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践しなければならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組まなければならない。

【いじめ問題についての基本的な認識】

- ア いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは、人権侵害であり、人として絶対許されない行為である。
- ウ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- エ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

3 いじめ防止のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)

(1) 生徒や学級の様子を知る

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、生徒と場を共にすることが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を、高めていくことが重要である。

(2) 互いに認め合い、支え合う仲間づくり

生徒は、周りの環境に大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

ア 教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷付け、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

イ 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で認められる経験が、生徒を成長させ、教職員の温かい声掛けが生徒の自己肯定感につながる。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

ア 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにする行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

イ 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換に関する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校・学年などによる広報活動を行う。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の

間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが重要である。

- (1) 教職員のいじめに気付く力を高める
教職員は、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

- (2) いじめ発見のきっかけ
中学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校、高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。いじめ発見のきっかけのうちアンケート調査等で割合の少ない回答のところに発見があった場合(例えば中学校では、保護者からの訴えで発見されることが一番多いが、本人からの訴えによって発見された場合)は、いじめが相当進行していると考えられ、直ちに対応することが重要である。

- (3) いじめの態様
いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守りとおすという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

分 類	接触する可能性のある刑罰法規
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる。	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンやスマートフォン等を用い、SNS上で誹謗中傷やいやなことをされる。	名誉毀損、侮辱

5 早期発見のための手だて

- (1) 日々の観察
休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。教職員が生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることや、学校にいじめ相談の窓口(スクールカウンセラー等)がいることを知らせる。

- (2) 観察の視点
成長の発達段階からみると、生徒たちは中学校入学を機にグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループの情報収集や人間関係がどうであるかなどを積極的に把握し、気になる言動など

に対して適切な指導を行うことが大切である。

(3) 教育相談

定期的な教育相談週間を設けて、生徒、保護者を対象にした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。

(4) 学校生活アンケートの実施

毎月1回以上のアンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については持ち帰らせたり、提出方法を工夫したりする。

(5) 学校生活アンケートの実施

毎月1回以上のアンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法や提出方法を工夫する。

6 相談しやすい環境づくりをすすめる

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。教職員はそのことを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。学校内に組織を設け、一人の教職員が対応するだけでなく、組織的な対応が重要である。

(1) 本人からの訴えには

保健室や相談室、校長室等を一時的に危険回避のための場所として提供するものとし、担任や外部カウンセラーを中心に、本人の心身のケアに努める。

(2) 周りの生徒からの訴えには

情報の発信者として個人を尊重し、発信元を明かささないなどの方法をとり、安心感を与えることが重要である。また、その生徒へのいじめが新たに発生することがないように、相談時間や場所を確保し、日頃から相談を受ける体制を整えておく必要がある。

(3) 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気が付いたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに管理職に連絡する。

7 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

ア いじめ情報のキャッチ

イ 正確な実態把握

・ 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。

ウ 指導体制、方針決定

- ・ 指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育委員会、関係機関等との連携を図る。

エ 生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。

オ 保護者との連携

- ・ 直接会って具体的な対策を話し、協力を求める。

カ 事後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 心の教育の充実を図る。

8 いじめ発見時の緊急対応

(1) いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の保護

いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

9 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた生徒に対して

ア 事実確認とともに、まず、心情を受け入れ、共感することによって心の安定を図る。

イ 最後まで守ること、秘密を守ることを伝える。

ウ 必ず解決するということを伝える。

エ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

ア 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。

イ 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。

ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組みおことを伝える。

オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことも相談するように伝える。

(3) いじめた生徒に対して

ア いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

イ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることをやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。

イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 生徒の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) 周りの生徒に対して

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年及び学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

(6) 継続した指導

ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。

イ 教育相談、日記、手紙などで積極的にのかかわり、その後の状況についての把握に努める。

ウ いじめられた生徒に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

エ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

10 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見にはメールを見たときの表情の変化や携帯電話・スマートフォンの使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

コンピュータや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、日々の道徳教育や家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し双方で指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応のためには

ア 書き込みやチェーンメール・ラインへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

11 重大事態への対応

学校は、重大事態に対応し、その当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、速やかに、『内子中学校いじめ調査委員会』を設け、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) 重大事態とは

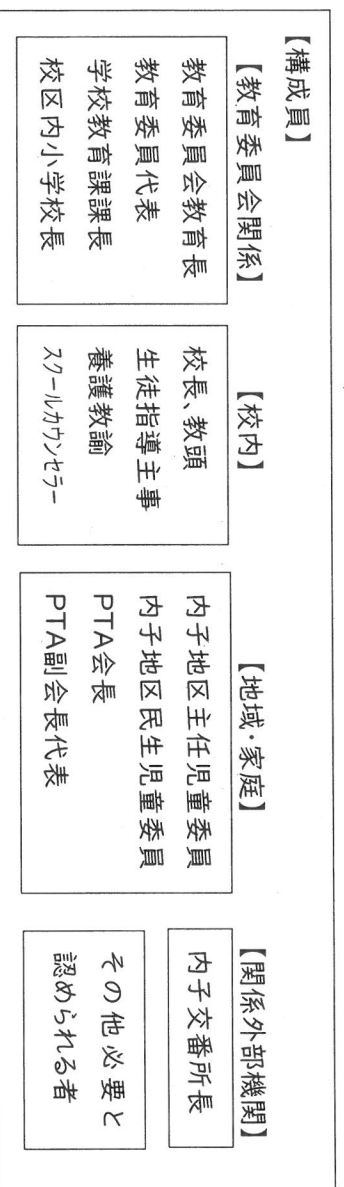
ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき(生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)。

イ いじめにより、生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき(不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。)

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 調査主体: 内子町立内子中学校

(3) 調査を行うための組織: 内子中学校いじめ調査委員会



(4) 対応(対応)の流れ

- ① 重大事態の発生
- ② 学校長から内子町教育委員会へ報告
- ③ 内子町教育委員会から内子町長へ報告
- ④ 内子中学校いじめ調査委員会開会
- ⑤ 調査方針の決定
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査実施
- ⑦ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑧ 内子町長に調査結果の報告を行う。